

砂川市規則第17号
令和5年3月31日

砂川市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市中小企業等振興条例施行規則（平成7年規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の見出し中「及び令和4年度」を「から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「及び令和4年度」を「から令和5年度まで」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。